

平成28年度

公の施設の指定管理者  
監査結果報告書

北竜町監査委員 長谷川 秀 幸

同 小 坂 一 行

## 平成 28 年度公の施設の指定管理者監査報告書

北竜町監査委員 長谷川秀幸  
同 小坂 一行

### 1. 監査の実施日

平成 29 年 2 月 20 日（火）

### 2. 監査の場所

監査委員室

### 3. 監査の目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理運営が指定管理制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

### 4. 指定管理者制度の目的

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を町が指定する法人その他の団体等である民間活動を導入し、より柔軟で質の高い町民サービスと行政コストの縮減等の効果を期待するものである。

### 5. 監査の対象施設

北竜町が所有する公の施設について、指定管理者に管理、運営を行わせた 6 協定の施設

### 6. 監査の対象年度

平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度

### 7. 監査実施施設等

対象施設の中から次のとおり、2 施設を監査委員が抽出し監査を行った。

- ①北竜町老人福祉センター
- ②北竜町老人憩の家

### 8. 指定管理者名

社会福祉法人 北竜町社会福祉協議会（北竜町字和 19 番地 6）

9. 所管課、係  
住民課 福祉係

10. 監査の主眼

- 1) 管理に関する協定は適正に締結され、協定書には必要事項が記入されているか。
- 2) 施設は協定書の定めるところにより適切に管理されているか。
- 3) 協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- 4) 利用促進のための努力がなされ、常に経営の改善に取り組んでいるか。
- 5) 管理に係る収支会計は適正か、関係帳簿の整備保存は適切になされているか。
- 6) 公の施設に係る内部規定等は整備されているか。

11. 監査の方法

指定管理者にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき書類審査を行い、必要に応じ関係職員から説明を聴取し関係書類の監査を実施した。

12. 指定管理の状況

①北竜町老人福祉センター

イ) 指定管理者の指定方法

北竜町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等による。

ロ) 指定についての議会の議決

議決年月日 平成 25 年 3 月 15 日 (議案第 26 号)

管理業務期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで  
平成 28 年 3 月 11 日 (議案第 25 号)

管理業務期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

ハ) 指定管理業務に係る協定等の締結

協定書締結年月日 平成 25 年 4 月 1 日

協定締結期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで  
平成 28 年 4 月 1 日

協定締結期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

ニ) 施設の概要

- ・施設名称 北竜町老人福祉センター
- ・所在地 北竜町字和 19 番地 6
- ・敷地面積 1,720 m<sup>2</sup>
- ・建築面積 999.87 m<sup>2</sup>
- ・構造 鉄筋コンクリート平屋建
- ・施設内容 運動指導室 教養娯楽室 生活相談室 健康相談室 栄養指導室  
保健資料室 食堂厨房 事務室

ホ) 主な指定管理業務の範囲

- ・老人福祉センターの維持に関する業務
- ・老人福祉センターの利用の許可に関する業務
- ・老人福祉センターの利用料金の収入に関する業務

ヘ) 管理に関する基本姿勢

- ・施設利用者、老人の安全確保を第一とする
- ・老人福祉に関する施設及び団体との連携を図り、協力して事業を行う
- ・適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る
- ・地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させる
- ・町民へのサービス向上に努める
- ・個人情報保護を徹底する

ト) 指定管理費

年 度	金 額
平成 26 年度	㊤2,750,000 円(税込み) + ㊤20,000 円(平成 22 年度から平成 24 年度の実績に基づき税抜き施設利用料金を指定管理者の収入として収受させるもの) = 2,770,000 円(内消費税等相当額㊤の 8% 203,703 円を含む)
平成 27 年度	同 上
平成 28 年度	㊤3,390,000 円(税込み) + ㊤4,000 円(平成 25 年度から平成 27 年度の実績に基づき税抜き施設利用料金を指定管理者の収入として収受させるもの) = 3,394,000 円(内消費税等相当額㊤の 8% 251,111 円を含む)

チ) 指定管理費の支払い

支払い回数	支払い期限	金額・支払日		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
1回目	4月30日まで	920,000円・4/15	920,000円・4/30	1,130,000円・4/28
2回目	7月31日まで	920,000円・7/15	920,000円・7/15	1,130,000円・8/1
3回目	10月31日まで	910,000円・10/15	910,000円・10/15	1,130,000円・10/13
合計		2,750,000円	2,750,000円	3,390,000円

リ) 指定期間の施設利用状況

月	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	開設日数	人数	平均人数	開設日数	人数	平均人数	開設日数	人数	平均人数
4	21	440	21	21	336	16	20	377	19
5	20	415	21	18	283	16	19	266	14
6	21	417	20	22	374	17	22	160	8
7	22	351	16	22	760	35	20	188	10
8	22	307	14	21	256	13	22	328	15
9	20	640	32	19	708	38	20	519	26
10	22	593	27	21	543	26	20	384	20
11	18	392	22	19	243	13	20	225	12
12	22	395	18	21	269	13	21	369	18
1	18	458	26	17	354	21			
2	19	325	18	20	282	15			
3	22	395	18	20	274	14			
計	247	5,128	253	241	4,682	237	(184)	( )	(142)
平均	21	428	21	20	390	20	(20)	( )	(16)

\* ( ) 内数値は暫定値

ヌ) 指定期間の施設管理収支状況 (消費税等相当額を含む)

収入

単位：円

科目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
指定管理費	2,750,000	2,750,000	2,750,000	2,750,000	3,390,000	3,390,000
施設利用料金	20,000	5,400	20,000	24,500	4,000	23,400
積立預金取崩	0	113,823	0	0	0	0
合計	2,770,000	2,869,223	2,770,000	2,774,500	3,394,000	3,413,400

## 支 出

単位：円

科 目	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
水道光熱費	1,200,000	1,488,140	1,200,000	1,348,913	1,620,000	883,283
燃料費	720,000	689,616	720,000	382,130	900,000	209,842
修繕費	100,000	59,184	100,000	132,084	100,000	111,780
消耗品費	60,000	109,053	60,000	291,248	60,000	54,926
業務委託費	690,000	523,230	690,000	604,820	714,000	515,073
指定管理積立金	0	0	0	15,305	0	0
合 計	2,770,000	2,869,223	2,770,000	2,774,500	3,394,000	1,774,904

\*平成 28 年度は 12 月末現在

## ②北竜町老人憩の家

## イ) 指定管理者の指定方法

北竜町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等による。

## ロ) 指定についての議会の議決

議決年月日 平成 25 年 3 月 15 日 (議案第 27 号)

管理業務期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで  
平成 28 年 3 月 11 日 (議案第 26 号)

管理業務期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

## ハ) 指定管理業務に係る協定等の締結

協定書締結年月日 平成 25 年 4 月 1 日

協定締結期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで  
平成 28 年 4 月 1 日

協定締結期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

## ニ) 施設の概要

- ・施設名称 北竜町老人憩の家
- ・所在地 北竜町字和 200 番地 1
- ・敷地面積 1,115 m<sup>2</sup>
- ・建築面積 336.96 m<sup>2</sup>
- ・構 造 木造平屋建 外壁モルタル塗り
- ・施設内容 相談室 談話室 研修室 厨房

ホ) 主な指定管理業務の範囲

- ・老人憩の家の維持に関する業務
- ・老人憩の家の利用の許可に関する業務
- ・老人憩の家の利用料金の収入に関する業務

へ) 管理に関する基本姿勢

- ・地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させる
- ・町民へのサービス向上に努める
- ・個人情報の保護を徹底する

ト) 指定管理費

年 度	金 額
平成 26 年度	㊤133,000 円(税込み) + ㊤180,000 円(平成 22 年度から平成 24 年度の実績に基づき税抜き施設利用料金を指定管理者の収入として収受させるもの) = 313,000 円(内消費税等相当額㊤の 8%9,851 円を含む)
平成 27 年度	同 上
平成 28 年度	㊤200,000 円(税込み) + ㊤180,000 円(平成 25 年度から平成 27 年度の実績に基づき税抜き施設利用料金を指定管理者の収入として収受させるもの) = 380,000 円(内消費税等相当額㊤の 8%14,814 円を含む)

チ) 指定管理費の支払い

支払い回数	支払い期限	金 額 ・ 支 払 日		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 回目	4 月 30 日まで	133,000 円・ 4/15	133,000 円・ 4/30	200,000 円・ 4/28
合 計		133,000 円	133,000 円	200,000 円

リ) 指定期間の施設利用状況

月	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	開設日数	人数	利用料	開設日数	人数	利用料	開設日数	人数	利用料
4	0	0	0	3	316	18,000	0	0	0
5	2	400	18,000	4	600	36,000	2	128	18,000
6	4	400	36,000	0	0	0	3	230	18,000
7	5	600	36,000	0	0	0	0	0	0
8	1	13	0	5	520	36,000	1	16	0
9	5	215	36,000	0	0	0	3	175	18,000
10	0	0	0	4	600	45,000	0	0	0
11	4	400	72,000	0	0	0	0	0	0
12	6	515	72,000	4	366	36,000	4	265	36,000
1	7	710	72,000	6	465	72,000			
2	6	400	126,000	0	0	0			
3	6	850	108,000	0	0	0			
計	46	4,503	576,000	26	2,867	243,000	(13)	( )	(90,000)
平均	4	375	48,000	2	239	20,250	(1)	( )	(10,000)

\* ( ) 内数値は暫定値

ヌ) 指定期間の施設管理収支状況 (消費税等相当額を含む)

収 入

単位：円

科目	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
指定管理費	133,000	133,000	133,000	133,000	200,000	200,000
施設利用料金	180,000	576,000	180,000	243,000	180,000	90,000
合 計	313,000	709,000	313,000	376,000	380,000	290,000

\*平成 28 年度は 12 月末現在

支 出

単位：円

科目	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
水道光熱費	120,000	129,588	120,000	137,612	202,000	92,736
燃料費	67,000	45,802	67,000	32,885	50,000	0
修繕費	0	8,100	0	7,560	15,000	31,212
通信運搬費	31,000	31,200	31,000	31,297	32,000	23,452
消耗品費	5,000	14,600	5,000	1,464	6,000	3,000
業務委託費	5,000	48,978	5,000	41,418	75,000	27,162
指定管理積立金	0	430,722	0	123,764	0	0
合 計	313,000	709,000	313,000	376,000	380,000	177,562

\*平成 28 年度は 12 月末現在



### 1 3. 監査の結果

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度における指定管理者に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効果的に執行されているものと認められた。

しかし、一部課題事項が見られたので、所管課は受託者と十分な協議をされ課題の解消に努めていただきたい。また、指定管理者にあっては所管課を経て適切な指導と対策を講じられ今後の管理委託に対し万全を期されたい。

### 1 4. 監査意見

指定管理者制度の創設により、公共性及び公益性を確保しつつ、多様化する町民のニーズに対応し公の施設の果たすべき役割、目的を最も効果的効率的に達成するため、その管理運営に民間活力等を導入し、より柔軟で質の高い住民サービスの向上、行政コストの縮減などの成果が期待されているところであります。

今後についても、指定管理者制度を導入した所期の目的の達成のため、指定管理業務の評価などを行い制度の検証を図り、町民サービスの向上と住民福祉の増進に一層の努力をされるよう望むところであります。

## 平成28年度公の施設の指定管理者監査報告に関する補足説明書

### 1. 監査の結果概要

1) 公の施設の指定管理者指定手続きは北竜町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等に基づき指定されていた。

申請書式は本条例により別記様式として定められている指定管理者申請書を提出しなければならないが、条例に基づかない様式が用いられていた。

2) 指定管理業務に係る所在地、施設概要は仕様書に記載されているがこれら基本事項は協定書において明示すべきである。

また、仕様書は単独処理ではなく協定書に付随されるべきものとして処理すべきである。

3) 協定書で定める管理費用の支払い回数は概ね妥当と判断できる。

4) 協定書で定めた業務報告書は概ね提出時期内に提出されていたが、提出時期以降に提出されているものが確認された。

5) 協定書で定めた指定管理費用は適正な請求に基づき支払期日内に支払われていたが、支払期日以降に支払われているものが確認された。

6) 協定書で定めた管理費用中、当該施設の利用料がその予定額を下回った場合委託者（甲）と受託者（乙）は協議の上管理費用を決定するとなっているがその協議がなされていなかった。

7) 協定書で定めた管理費用中、当該施設の利用料がその予定額を超え当該年度の収支に残金が発生した場合、指定管理積立金として受託者（乙）において保管されている。

8) 事業の業務報告は10月末までの上半期、4月末までの下半期と2回の提出。  
加えて事業報告書と収支報告書を5月末日までに提出しなければならないとされているが一部未提出が確認された。

9) 指定管理業務仕様書で定めた管理に関する基本的な考え方として明示している事項において、施設利用の拡大に向けた適切な広報活動の実績が確認されなかった。  
また、地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させる活動も確認できなかった。

## 2. 監査意見

監査結果に基づき次のとおり意見を付す。

1) 監査を実施した2件の指定管理は監査結果1)で記載したとおり公募によらない方法において指定されていたが、その申請様式は条例に定める様式に添って行われるべきものである。

様式変更等の必要が生じていれば条例改正に向け検討すべきである。

また、サービスの向上や経費の縮減などを図るべく概ね10年単位で条例第2条で定める公募での指定について試みることも検討すべきと考える。

### 2) 指定管理業務に関する協定書に関する事項

#### ア、仕様書について

2件の協定書の他にそれぞれの仕様書が作成されているが協定書と分離されている。協定書と一連の文書であることの位置付けを行うべきである。

#### イ、指定管理業務の範囲について

協定書に付すべき指定管理施設の概要、所在地などの基本事項が明示されていない。是非明示すべきである。

#### ウ、管理費用の支払いについて

管理費用の分割払いを行っているが、支払い回数を年12ヶ月で除した方法での平均支払い方法を採用せず支払いされているが、その理由が確認されなかった。

また、最終支払いは事業報告書等提出後に成されるべきが相当と思われる。

#### エ、管理費用の収支について

管理費用中の利用料がその予定額を下回った場合、協定により協議の上新たな管理費用を定め管理に支障をきたさないようにすることと定められているが協議の実態がなかった。

今後は適正な管理実施のため協議を行うべきである。

また、管理費用の収支に残金が発生した場合、その処置は指定管理積立金として受託者において管理されているが指定期間終了年度を目処として精算すべきものである。

#### オ、事業報告等について

業務報告書は10月末、4月末の2回提出、事業報告書、収支報告書は5月末までと定められているがこれらの報告内容から鑑み報告書の合理化を図るべく検討をされたい。

3) 管理業務の活動について

2 件の指定管理業務仕様書で定めている施設利用の拡大に向けた適切な広報活動及び地域住民や利用者の意見を管理に反映させる効果的な活動が認められなかったことは残念であります。

今後においては町と連携を保ちつつ積極的な広報活動及び、利用者の利便を図るべく活動の推進に努められ一定の成果を収められることを期待いたします。

北竜町監査委員	長谷川秀幸
同	小坂 一行

## 2. 監査意見

監査結果に基づき次のとおり意見を付す。

### 1) 指定管理手続きに関する事項

監査を実施した2件の指定管理は監査結果1)で記載したとおり公募によらない方法において指定されていたが、その申請書にあつては条例に定める申請様式で受領されたい。

また、サービスの向上や経費の縮減などを図るべく今後更なる努力を期待する。

### 2) 指定管理業務に関する協定書に関する事項

#### ア、協定書について

施設概要・所在地等の基本事項が協定書に記載されていないので協定書に記載すべき。また、協定書と仕様書が分離しているので一連の書類として取り扱われたい。

#### イ、管理費用の支払いについて

管理費用の分割払いを行っているが、支払い回数を年12ヶ月で除した方法での平均支払い方法を採用せず支払いされているが、その理由が確認されなかった。

また、最終支払いは事業報告書等提出後に成されるべきが相当と思われる。

#### ウ、管理費用の収支について

管理費用中の利用料がその予定額を下回った場合、協定により協議の上新たな管理費用を定め管理に支障をきたさないようにすることと定められているが協議の実態がなかった。

今後は適正な管理実施のため協議を行うべきである。

#### エ、事業報告等について

業務報告書は10月末、4月末の2回提出、事業報告書、収支報告書は5月末までと定められているがこれらの報告内容から鑑み報告書の合理化を図るべく検討をされたい。

### 3) 管理業務の活動について

2件の指定管理業務仕様書で定めている施設利用の拡大に向けた適切な広報活動及び地域住民や利用者の意見を管理に反映させる効果的な活動が認められなかったことは残念であります。

今後においては町と連携を保ちつつ利用者の利便を図るべく活動の推進に努められ一定の成果を収められることを期待いたします。

北竜町監査委員 長谷川秀幸  
同 小坂 一行